（行方不明者発見活動に関する規則の一部改正）

第二条　行方不明者発見活動に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（届出人に対する通知） **第二十六条**　［略］ 2　前項本文の規定にかかわらず、当該行方不明者が、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当すると認めるときは、当該行方不明者の同意がある場合を除き、届出人に対して、前項に規定する通知をしないものとする。 一　届出人から、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定するストーカー行為をされていた場合 二　［略］	（届出人に対する通知） **第二十六条**　［同上］ 2　［同上］ 一　届出人から、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第二項に規定するストーカー行為をされていた場合 二　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年一月三日）から施行する。